

Kyoto University

Campus Life News

2018.03.30 Fri No.24

平成30年5月からの本学での立看板の設置について

去る平成29年12月19日に「京都大学立看板規程」（以下「規程」という。）が制定され、平成30年5月1日から施行されます。この規程では、「立看板の設置は、京都大学学内団体規程により総長が承認した団体が行うものに限る」（同規程第2条）とし、「立看板は、本学が別に指定する場所以外に設置してはならない」（同規程第3条）としています。

学生団体に関して言えば、全学公認団体のみ、構内の右図および次頁に示す場所に立看板を設置することができます。5月1日からの利用開始に向けて、立看板を設置するためのフレームをそれらの場所に設ける工事を行いました。立看板の大きさは、「縦200センチメートル、横200センチメートル以内」（同規程第4条）と上限を定めています。また、立看板には「立看板の前面に、設置する団体名、設置に係る責任者の氏名、連絡先及び設置期間を明記」（同規程第5条）する必要があります。責任者の氏名、連絡先を明記とありますが、規程制定後に学生意見箱に寄せられたご意見を踏まえ、氏名、連絡先に代えて学生番号を記載することができる運用とする予定です。

なお、構内で指定場所（右図および次頁）以外に立看板を設置することについては、同規程第11条に「本学が別に指定する場所以外に立看板を設置しようとする者は、設置しようとする敷地を管理する部局の長が特に必要と認めた場合、当該敷地に立看板を設置することができる」となっています。例えば、部局承認の団体などは、その所属部局に尋ねていただき、部局長が設置を許可した場合であれば立看板の設置が可能です。

全学公認団体には、4月上旬に、右図および次頁の指定場所への立看板設置にかかる諸注意などの連絡をする予定です。立看板を設置する際は、この諸注意を遵守してください。

最後に、5月1日からは、立看板等の屋外広告物は、キャンパス周辺の外構への設置が確認され次第、大学側で撤去します。また、構内であっても、指定された場所ではない場所に設置された立看板等や、部局が設置を認めていない立看板等を確認した場合など、自主撤去を求め、もし、それに応じない場合は大学側で撤去します。京都市屋外広告物等に関する条例等の法令や学内規程の遵守に努めてください。

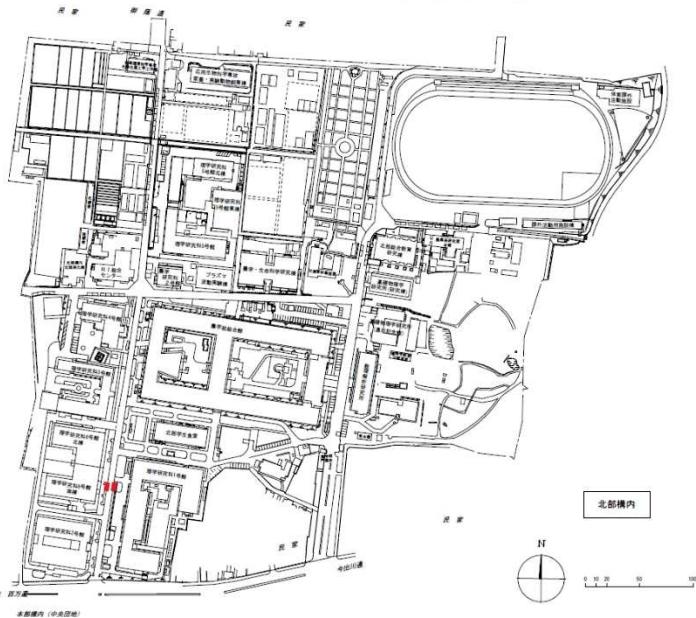
【構内における立看板設置場所（設置柵）】

（本部構内）

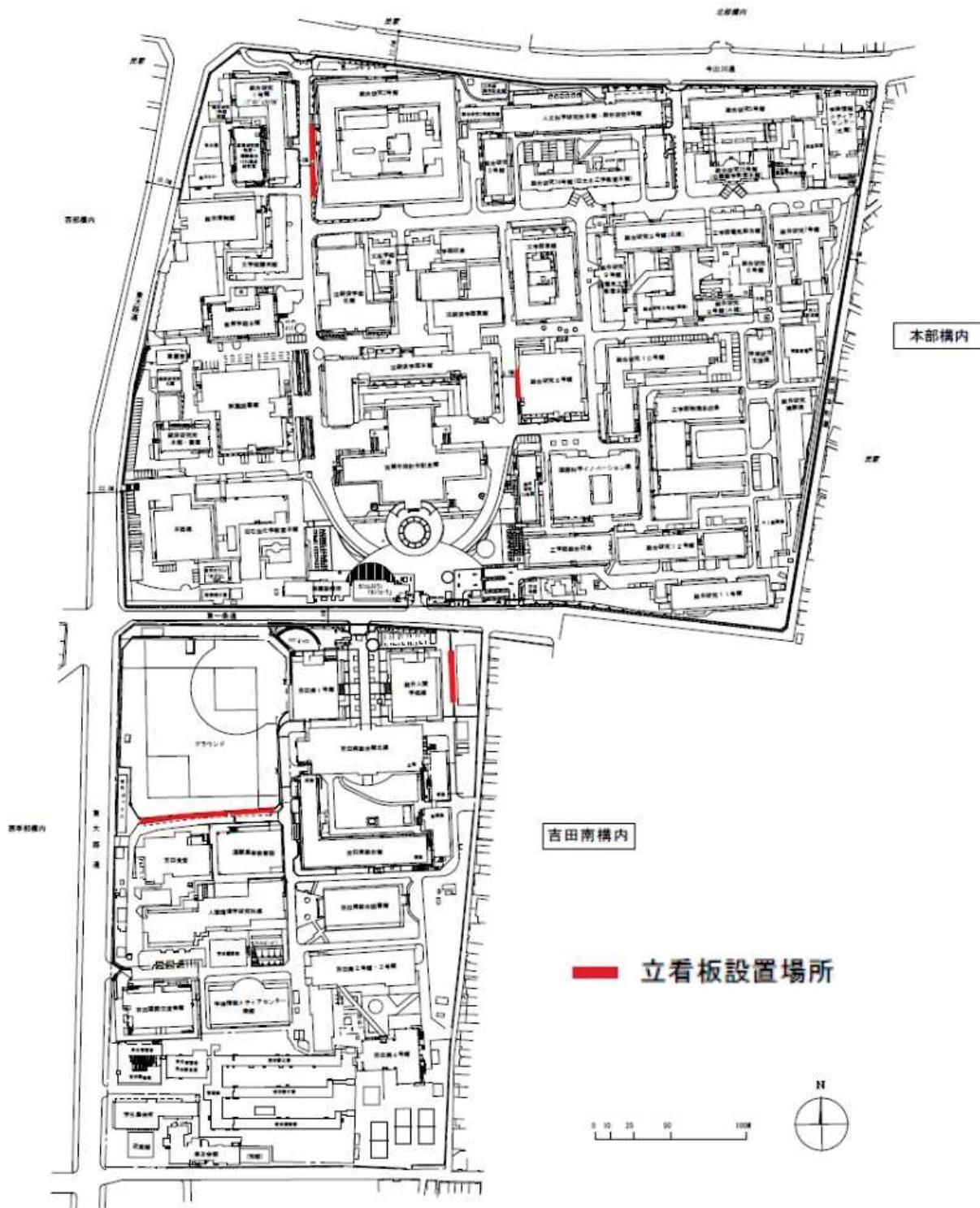
- ・総合研究2号館西側
- ・総合研究8号館西側
- （吉田南構内）
- ・グラウンド南側
- ・総合人間学部棟東側通路の東側
- （北部構内）
- ・理学研究科1号館西側
- ・理学研究科6号館南棟東側

■ 北部構内

■ 立看板設置場所



■本部構内・吉田南構内



■ 立看板設置場所

■ 公式Twitter 、学生意見箱

京大生への学生生活支援の一環として、公式Twitterによる情報発信を行っています。各種学生生活支援に関する情報などを積極的にお届けしますので、ご活用ください。

また、京大生のみなさんの学生生活における日頃の疑問やご要望にお応えするため、「学生意見箱」を設けています。こちらも是非ご活用ください。

公式Twitterアカウント@CLI_KU



学生意見箱

